

第13回東京都板橋区景観審議会

令和2年9月7日（月）

板橋区役所本庁舎北館11階第一委員会室

I 出席委員

天 野 光 一	神 谷 博	中 島 直 人
大 場 明 夫	内田けんいちろう	鈴木 こうすけ
こんどう 秀人	高 山 しんご	木 村 忠 義
長 江 洋 介	中 尾 美佐男	鈴 木 和 貴
黒 瀬 聖 子	杉 山 朗 子	

II 出席者

区 長	都市整備部長	都市整備部参事
都市景観担当 係 長		

III 議 事

○第13回東京都板橋区景観審議会

開会宣言

<議 事>

- 1 板橋区景観計画の色彩に関する基準の一部変更について（アクセント色の導入）
〔資料1〕
- 2 板橋宿不動通り地区景観形成重点地区の指定による景観計画変更（案）について〔資料2〕
- 3 その他（報告事項等）
 - （1）板橋区景観賞に関する報告と今後の取組について〔資料3〕
 - （2）板橋区景観条例及び施行規則について〔資料4〕

閉会宣言

IV 配付資料

1. 議事日程
2. 板橋区景観審議会委員名簿
3. 〔資料1〕板橋区景観計画の色彩に関する基準の一部変更について
(アクセント色の導入)
4. 〔資料2〕板橋宿不動通り地区景観形成重点地区の指定による景観計画変更(案)
について
5. 〔資料3〕板橋区景観賞に関する報告と今後の取組について
6. 〔資料4〕板橋区景観条例及び施行規則について

○議長（天野会長） 皆さん、おはようございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

それでは、第13回板橋区景観審議会の議事の審議を開始したいと思います。

今日は議事全てで3件の審議があります。

まず、議事の1、板橋区景観計画の色彩に関する基準の一部変更について（アクセント色の導入）について、事務局のほうから御説明いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○都市整備部参事 それでは、1つ目の議事でございます。板橋区景観計画の色彩に関する基準の一部変更について（アクセント色の導入）でございます。こちらについて、御説明さしあげます。

資料1を御覧いただきたいと思います。

区では、平成23年3月より板橋区景観条例の施行を経まして、同年8月に板橋区景観計画を策定し、運用を開始しているところでございます。

これらの条例・計画に基づきまして届出及び事前協議が必要となり、建築物等を建築する際に、「配置」、「高さ・規模」、「形態・意匠・色彩」、「公開空地・外構・緑化」、「駐車場などの付属物」からなる景観計画の景観形成基準を満たすことが求められております。

今回の変更では、これらの基準のうち「色彩」について、景観審議会及び同部会の審議結果を踏まえまして、基準の一部の変更を行うものでございます。

(1)でございます。色彩に関する基準の一部変更案の概要でございます。

現在、景観計画において、色彩に関します外壁基本色、強調色が定められており、色合いを色相、明るさを明度、鮮やかさを彩度としてマンセル値として数値化しており、使用できる色の範囲が数値で定められております。

注釈の※1でございます。外壁基本色とは建築物等の基調となる色で、全体の色のイメージを与えたり、大きな面積を占める色彩のことで、外壁各面の5分の4以上は外壁基本色の基準に適合した色彩としております。

注釈の※2でございます。強調色とは、建築物等の形状や表情に合わせ変化をつけたり、分節のために使われる色彩のことで、外壁に表情をつける場合など、外壁各面の5分の1について強調色の基準に適合した色彩とするとしております。

物に例えますと、外壁基本色がワイシャツの色、強調色がネクタイの色のようなイメージ

でございます。

今回の変更では、ここまで説明しました外壁基本色、強調色のほかに新たにアクセント色として、現在の景観計画では使うことのできない比較的鮮やかな色彩を使用可能とするものがございます。

続きまして、注釈の※3でございます。アクセント色は、外壁基本色や強調色と異なり、建物のデザイン性を高め、魅力的な表情やにぎわいを演出する色彩として小さな面積で使用する色彩で、強調色のほかに外壁にアクセントをつける場合は、外壁各面の12メートル、または地域におきましては10メートル以下の部分を20分の1に限っていただいて、アクセント色の基準に適合する色彩とする、また、強調色とアクセント色の総量は外壁各面の5分の1以下とするとしております。

先ほど、外壁基本色をワイシャツの色というふうに例えましたが、強調色がネクタイの色とお伝えしました。アクセント色はネクタイのデザインのドット柄ですとかストライプ柄のような部分的なもの、またはブランドのロゴマークのような部分をイメージしていただければよろしいかと思えます。

続きまして、(2)でございます。経緯及び今後のスケジュール(予定)でございます。

アクセント色の導入については、令和2年度中の手続を予定しております。

今年度4月20日から5月22日までパブリックコメントを実施し、2名の方から意見をいただいております。共に、アクセント色については好意的な意見でございました。

今後、11月5日の都市計画審議会への意見伺いを経まして、その結果を12月23日の部会に報告させていただきます。その後、令和3年3月8日、景観審議会にて諮問・答申させていただきます。3月中に景観計画の変更・告示を考えております。令和3年4月1日より運用開始したいというようなことでございます。

裏面をお願いいたします。

中段の部分でございますが、アクセント色の導入につきまして、過去の審議会において議事に取り上げ、資料をお出ししております。その資料のアクセント色の色彩基準のマンセル値に誤記がございましたので、下記のとおり提出させていただきます。内容としては変わりありませんが、あくまでも誤記でございます。

上段の表が誤りでございまして、下の表のほうが正しいものでございます。表中の赤の四角で囲ってある部分でございますが、訂正部分が、色彩の上限のところは彩度8以下の範囲を0.0Rから4.9Yとございましたが、こちらが0.0Rから5.0Yというふうに訂正させていた

できます。どうぞよろしくお願いいたします。大変失礼いたしました。

その下の下段の部分でございますが、アクセント色の導入について今まで検討した経緯でございます。

平成25年度から平成29年度にかけまして、色彩基準の案の検討や委員の皆様の意見の反映、また、事例の調査等を行いまして、平成29年度の第10回景観審議会に変更案がまとまっているところでございます。その後、平成30年度から令和2年度にかけまして、東京都の協議、また地元への説明・周知を行いまして、令和2年度に入り、景観計画の変更案として手続を進めているところでございます。

議事1の板橋区景観計画の色彩に関する基準の一部変更についての御説明でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、大分議論してきたところではございますが、このアクセント色の導入について、御質問、もしくは御意見をいただきたいと思えます。

追加していきますと、裏面の2ページ目。簡単に言うと、5.0Yが彩度8までオーケーになると。上の表だと6以下になってしまうので、そうではないということの誤記でございます。

何か、御意見ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

単純に言ってしまうと、今日の配付資料のこの紙に書いてありますけれども、一般地域でも5.0Yの場合、外壁の基本色も強調色も6まで認めているので、これが6になってしまうと基本色と一緒にになってしまうので、8まで許そうということです。

よろしゅうございますか。

私が聞くことではないけれども、この下の表で2段目も5.0Yからと書いてあるんだけど、これで5.0Yがどっちかと分かるんですかね。

○都市整備部参事 この表の場合の読み方としては、5.0Yは、彩度8まで使用できるという形で御説明をしているところでございます。

○議長 そうですか、それで伝わるということですね。はい、分かりました。

これだけ見ると一体どっちなんだということになるんで。はい、では、了解です。

よろしゅうございますか。

それでは、この形でアクセント色の導入について基準を一部変更していくということで手

続を進めていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、続きまして議事の2番目、板橋宿不動通り地区景観形成重点地区の指定による景観計画変更（案）について、事務局のほうから御説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○都市整備部参事　それでは、2つ目でございます。板橋宿不動通り地区景観形成重点地区の指定による景観計画変更（案）について、御説明さしあげたいと思ひます。少しお時間いただきたいと思ひます。

まず、資料2のほうを御覧いただきたいと思ひます。

（1）でございます。これまでの取組でございます。

平成29年度から2年かけまして、地元の勉強会の開催や、まちづくりニュースの発行等を通じまして、将来目指したいまちの景観イメージや方向性を定め、地区全体の景観まちづくりを推進するための計画である板橋宿不動通り地区景観まちづくりプラン（素案）というものを作成いたしました。

こちらは、当日閲覧資料の紙ファイルの2つ目のところにつけてあります。

その後、令和元年6月に商店街からこちらのプランの提案をさらに本地区で景観形成重点地区に指定するよう要請を受けているところでございます。

今回は板橋宿不動通り地区を景観形成重点地区に指定するため、プランに基づきまして、記載内容について検討したところでございます。

続きまして、（2）でございます。対象区域でございます。

旧中山道の板橋宿不動通り商店街で、国道17号から王子新道までの間でございます。おおむね400メートル強でございます。こちらの道路部分の両側20メートルの範囲につきまして、対象区域と考えております。なお、対象区域に敷地の一部が含まれる場合には、そちらの敷地も対象区域に含まれるものと考えていきたいと思っております。地図でオレンジに塗られた部分が道路からおおむね20メートルの範囲というふうになっております。

続きまして、2ページのを御覧いただきたいと思ひます。

こちらには景観形成重点地区の追加指定ということで、現在重点地区は4地区あり、その5番目として、今回、考えているところでございます。

表につきましては、3番目のように表記がされておりますが、当初の景観計画策定と同時に2地区指定しておりますので、トータルで5地区目でございます。

続きまして、今後のスケジュールでございます。

本日審議会での検討等を踏まえまして、令和3年3月には第14回景観審議会に変更案の素案を提出させていただきます。その後、9月に開催予定の審議会で景観計画の原案という形で御提出させていただいて、その原案を基にパブリックコメント等を実施し、令和4年3月に開催の審議会で景観計画の変更の最終案を諮問させていただき、答申をいただきたいと考えております。その後、運用については令和4年4月1日を目標としております。

また、周知期間等でございますが、景観計画をつくり上げていく中で、周知等も含めながら進めていきたいと考えております。

続きまして、記載事項の検討内容について御説明さしあげます。右上に「たたき台・別紙1」というA3判横使いの紙を御覧いただきたいと思っております。

まず、こちらでございますが、表の一番左側でございます。上の段の見出しでございますが、「将来のまちの景観の方向性」というものがあります。こちらは、先ほど御説明したプランでございますが、そちらの10ページに記載しているものでございます。将来のまちの景観の方向性でございます。将来のまちの景観の方向性は、「ちょっと寄ってって 板橋宿」と定めております。これは、地元からいただいたもので、この言葉には、商店街の目指したい将来のまちの景観の方向性と思いが込められております。

続きまして、プランの11ページを御覧いただきたいと思っております。こちらは、テーマ別の方向性でございます。まちの魅力を高め、課題を改善するために7つのテーマ別の景観に整理しております。こちらはA3判の資料の先ほどの部分でございますが、左側から「将来のまちの景観の方向性」、「テーマ別の7つの方向性」ということでA3判の資料に書かれておりますが、こちらの部分と同一の記載がされております。

その隣のところに、A3判でございますが、「板橋区景観計画における景観形成の方針（たたき台）」というふうに書かせていただいております。こちらでございますが、先ほどのテーマ別の7つのところでございますが、そちらを3つのグループに分けて記載させていただいております。

1つ目の方針が、「旧中山道板橋宿の歴史・文化的資源を生かした風情ある街並み景観の形成」。こちらは、プランの7つの方向性のうち「歴史の積層を物語るレトロな景観」と「板橋宿の歴史を伝える景観」を示す旧中山道板橋宿の歴史に関する部分でございます。

2つ目の方針でございます。「公共空間と一体となった人が集いにぎわいのある商店街景観の形成」でございます。こちらは、プランの7つの方向性のうち「人が集い賑わいが溢れる景観」、「商店が連なるまちなみ景観」、こちらの示す商店街に関する景観の方針として

おります。

3つ目の方針といたしまして、「かつての宿場町としてのたたずまいを大切に、訪れた人が懐かしさややすらぎを感じられる景観の形成」でございます。こちらは、プランの7つの方向性のうち「ほっとする心地よい景観」、「もてなしが感じられる景観」、「和を取り入れた風情ある景観」が示す板橋宿の歴史や商店街について、その雰囲気や演出に関する景観形成の方針としております。

また、これらの各方針には、板橋区景観計画第3章の景観要素ごとの方針を参考に、他の重点地区と大きく表現が変わらないように3つずつ小項目を設けております。A3判の表でございますが、表の右から2つ目と1つ目は、小項目ごとに「視点」と「取り組み事例」ということを表しております。

例えば、1つ目の方針の小項目の一番上の1つ目でございますが、「旧中山道板橋宿の歴史・文化的資源を大切に、生かした景観の形成を図る。」についてでございますが、「守る」という視点で、レトロ建築や看板建築の保全・活用などを取組事例として挙げています。そして、そのことを推進するために、この後御説明します景観基準を設けているという流れでございます。

以上のように、プランにおける景観形成の方向性と景観計画における景観形成の方針との関係性及び景観計画における景観形成の方針、たたき台の説明となります。

こちらの表のほうで、地元からいただいたプランと今後の景観計画の方針等につなげていける部分を整理しているものでございます。

続きまして、板橋宿不動通り地区の景観形成基準のたたき台について御説明します。

まず、プランの15ページ、16ページをお開きください。

こちらは、地元の勉強会にて検討しました板橋宿不動通り地区のまちづくりのルールのご案内でございます。

「配置」、「高さ・規模」、「形態・意匠」などの項目に分けて、それぞれのルールを定めております。

A3判の横使いの資料の2ページを御覧いただきたいと思いますが、この表の左側に地元からいただいたプランにおける板橋宿不動通り地区の景観のまちづくりルールのご案内を記載させていただきまして、右側のほうに景観計画における景観形成基準のたたき台という形で、左右対象という形で挙げさせていただいております。

なお、表中におきまして、赤字で書いてある部分はプランのルールに基づきました板橋

宿不動通り地区の独自の基準でございます。黒字で書いてある部分は一般の地域の基準。これは板橋区の景観形成基準の本体でございますが、そちらの一般地域の基準の一部、またはほかの重点地区等から整合性を取るために引用した基準の部分でございます。青色の部分でございますが、一般地域のみに記載されている各区分の項目分けでございますが、既に重点地区に記載されているため、板橋宿不動通り地区でも同様な記載としているものでございます。また、点線と実線という形で矢印を使い分けておりますが、実線は地元からいただいたプランからそのまま引用している部分のものと、点線は、表現を工夫して、指導内容等について移行している部分と2種類の線があります。

長くなりましたけれども、まずA3横使いの資料2でございますが、左側の部分で「配置」と書かれている部分がございます。こちらは、プランのルールを全て引用している基準でございます。続きまして、「高さ・規模」というところでございますが、こちらもプランのルールをそのまま基準のほうに移行しております。

続きまして、A3の横使いの3ページを御覧いただきたいと思っております。

「形態・意匠」の景観形成基準についてでございます。ここではプランのルールのうち3項目を引用しております。また、点線の基準につきましては、例えば、プランの一番下のルールでは瓦屋根や格子板を用いるということでございますが、かなり具体的な表現でございましたもので、景観形成基準では取り扱いにくい事項でもありますため、「伝統的な材料、石や木等の素材感のある材料を用いる」などの表現に変えさせていただいております。

続きまして、A3判の4ページを御覧いただきたいと思っております。色彩の景観形成基準でございます。

プランの1つ目と2つ目のルールは、「伝統的な材料を用いるなど」という表現に変更させていただいております。また、プランの3つ目でございますが、屋外広告物の基準に加えさせていただいております。

続きまして、5ページを御覧いただきたいと思っております。公開空地・外構・緑地の景観形成基準についての説明でございます。

プランのルールのうち4項目を引用しておりますが、一番下のルールにつきましては、「うるおいのあるちょっと休める空間」を「うるおいのある憩いの場」というふうな表現に変えさせていただいております。

続いて、6ページをお願いいたします。こちらで駐車場などの附属物の景観形成の基準について説明さしあげます。

プランの駐車場などの附属物のルールは、全て修景に関するルールであり、既存の基準の公開空地への配慮の内容と同様のため、その中で指導・協議をしていきたいというふうに考えております。

また、プランの照明に関する2つのルールを1つにまとめて、夜間照明の配置というふうに引用しております。

プランの屋外広告物のルールでございますが、こちらは具体的な内容が多く、景観形成基準に取り組みにくい事項もあるため、「デザインの統一」や「まとまりのある街並みの形成」などの文言に集約させていただいて引用しております。また、それらの具体的なルールにつきましても、屋外広告物景観ガイドラインに記載されている内容であるため、そちらで指導・協議等をしていこうと考えているところでございます。

以上が、景観形成基準のたたき台についての説明になります。

続きまして、次のページでございますが、別紙2という形で、「板橋区景観計画（変更案のひな形）」というA4縦使いのとじ込めであるペーパーがございます。

こちらでございますが、実際に景観計画の重点地区の資料をつくる際に、2ページの部分に「景観形成の方針」、3ページに「届出対象行為と届出規模」、4ページ以降には「板橋宿不動通り地区における景観形成の考え方」、さらに「景観形成基準」が記載されております。

4ページの中段でございます「景観形成のイメージ」でございますが、こちらは地元からいただいたプランの10ページの部分、さらに下の写真でございますが、プランの9ページの部分からそれぞれ引用させていただいております。

景観計画の変更の中では、冊子の印刷、また関連するガイドラインの改定等が必要になりますが、このような形で取組を考えているところでございます。

また、先ほど御説明しましたアクセント色の手続と重点地区の手続につきましては、適切な時期等で実施することが望ましいと考えておりまして、変更等についても対応を考えたいと思っているところでございます。

雑駁でございますが、議事の2つ目でございます「板橋宿不動通り地区景観形成重点地区の指定による景観計画変更（案）について」、御説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 ありがとうございます。

ということで、板橋宿の不動通り地区を新たに景観形成重点地区にしようということで、

ただいま行為の制限等々のことについて御説明いただきました。何か御意見とか御質問があれば、ぜひ承りたいと思います。何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○杉山専門委員 杉山でございます。

大変細かく住民の方と御一緒につくられたということで、丁寧なたたき台だなど、そんなふうに感じました。

一つお聞きしたいというか、少し考えていただいたらいいかなと思いますが、4ページでございますけれども、私は色彩のほうで意見を述べさせていただきます。

このところで、基調色、基本色のほうですけれども、基本の中で0R～4.9YRの8.5以上の場合彩度が1.5以下になっております。強調色というのはまた別ですね。

ここで、その次の欄ですけれども、5.0YR～5.0Yのところは、明度8.5以上の場合彩度2以下となっているんです。

なんですけれども、こちらの参考資料の今日のファイル72ページの常盤台の例が、ここが一番うるさいところになっているんですかね。このところだと、RからYのところまで明度8のところまで彩度1.5までにしているんですよ、水色で枠をくくっているところが。

というのも、ここに色見本がございますが、彩度2以下というのはこの一番上の欄、これを回して見ていただいてもいいですけれども、一番上の欄のところは彩度2という色なんです。これは小さなこういう色見本で見ると、こんな色かなと思うんですけれども、少し大きくなってくると本当にぬるっとしたクリーム色といいますか、なってくるんですよ。

実は、私はこれは橋の色なんかで使ったことがあって、これに塗っておくと、塗り替えのとき必ず彩度アップ、彩度アップしてくる彩度2という部分も、私はトラウマのように彩度2というのがございまして、意外と昭和レトロっぽいクリーム色というのか、何か意外と目立つ色だと。ちょっと回しましょう。これとこれですね。

なので、ここを彩度1.5になさっておいてもいいのかなというのを、宿場町という渋さみtainな落ち着きとかとずっと書いていらっしゃるので、改めて見るとそれでもいいかもしれないというふうに感じたりはしました。

でも、それこそ彩度2以下というのは、調べていて、それこそちょっと古い商店街の施設で、お店でこういう色があったよと、いいなというようなことがあってお決めになったんであればいいかなと思ったりするんですけれども。

板橋区さんは明度9とか、そういうのはあまり使わないという、真っ白とか、そういった

のがすごく浮き立ってしまうので、崖線軸地区では白っぽい明るいのを避けるとか非常にきめ細かくお決めになっているという先進区でございますので、そういったようなことを鑑みて見るとそういう案もあるかもしれないなというふうに思った次第です。

いろいろ理由も検討なさったかと思しますので、その辺をお聞かせいただければ、それでも結構でございます。

○議長 いかがですか。

○都市整備部参事 まず、今回、色等につきましても、商店街の方たちと大分お話をさせていただいて、ワークショップ等も回数を重ねた中で、いろいろな御意見をいただきながら色使い等を決めてきたところでございます。やはり今回、「ちょっと寄ってって 板橋宿」というまちの将来像を見つめていく中で色使い等を決めた部分がございますので、商店街としてのあまり厳しくならない状態でありつつ、一般地域と比較して同様にしている部分もございますので、地元ともまた話ができる機会がございますので、その辺、先生からいただいた御意見も踏まえまして、もう少し地元とも検討をしてみたいと思います。

区としては、今回、できるだけ地元からいただいた部分を優先しつつ、板橋区の伝統的な部分との兼ね合いで、決めようとしていましたので、そこについては一応少し調整させていただきたいと、また御相談させていただければと思っているところでございます。ありがとうございます。

○議長 よろしゅうございましょうか。

多分、景観形成重点地区というと、今までは板橋崖線軸地区と石神井川軸地区、両方とも自然のかかっているところ。それから、その後追加で加えたのは加賀一・二丁目地区で、これはいわゆる石神井川沿いの地域ですね。それから、常盤台一丁目・二丁目地区。この地区は駅前と住宅地と両方あって、駅前の商店街をどうするんだという話はあったかに思いますけれども、恐らく商店街を引っかけて景観形成重点地区にしているのは、板橋区では初めてということです。そういうことで見ると、多分、色彩規制については通常の一般地区と同じ規制にしてある。

おっしゃるとおり、そこが1.5がいいかどうか、なかなか微妙なところですけども、商店街で重点地区をかけたなら色も絞るかどうか、なかなか微妙なところなんだろうなと。商店街ですと、様々な建築物が、商店が出てきますので、そこで一般地域より絞るかどうかということで、一般地域にそろえて言うんだと思いますが、こういう御意見もあったので、私としては、多分、一般地域でいいのかなという気もするんですけども、商店街の方々の御意

向もあると思うので、少し話をさせていただければと思います。

ほかにございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○鈴木（こ）委員 ありがとうございます。

まずは、今回、板橋宿の不動通り地区ということで、私も板橋生まれの板橋育ちでありますけれども、板橋はこの宿場町というところが本当に、やはり昔から諸先輩方からも浸透されておりまして、なかなかこの宿場町というのを板橋の顔にできないというのも、すごく悩ましいところであったような気がしております。

そんな中、ここの板橋の不動通りに関しましては、ちょうど無電柱化。電柱についても、板橋区は災害等もございますので、無電柱化を進めておりますけれども、まだまだ無電柱化率が低い状況であります。しかしながら、この不動通り商店街に関しましては、商店街の方々とタイアップをしながら、ここは唯一この商店街の中で無電柱化が図れたエリアだと認識をしております。

その上で何点か御質問といたしますか、方向性も含めた形で御回答いただければと思うんですが、よろしく願いいたします。

まず、板橋区の景観計画の中の4ページ。これは図面が出ておりますので、少しこの中から御質問させていただければと思います。

まず、この4ページ。あとA3の書類でいただいている1ページの「板橋宿の歴史を伝える景観」というところの3番目、「旧中山道板橋宿としての落ち着いた印象のデザインや色彩により、風情ある街並み景観づくりを進める。」ということなんですけれども、板橋区でも何ヶ所か、例えば商店街であれば、当然コンビニエンスストア等も多くあるんですが、板橋区でもこの前リニューアルオープンした板橋の美術館、ああいったところはコンビニエンスストア等が併設をされているところに関しては、コンビニエンスストアなんで低層ですけども、色彩を抑えるとかいった工夫をいただいております。

まず、ちょっと角度がどうなのかなというふうには思うんですけれども、印象、デザイン、色彩による風情のある町並みの景観を進めるということで、特に商店街を抱えておりますので、当然、コンビニエンスストアは何店か併設と、そういった例えばお弁当屋さんですとか、そういったものを併設すると思うんですけれども、例えば、お弁当屋さんですとか、コンビニエンスストアに関しては、当然その会社さんのコーポレートカラー等もあるんですが、そういったところもこういった不動通りの景観形成、こういった色彩による景観づくりを進め

ていく上で色彩等の御協力はいただけるのかどうか、まず、お聞きをしたいというふうに思います。

○都市整備部参事 今、委員のおっしゃっていただいたように、風情ある町並みづくりということでコーポレートカラーとかと相反する部分というのものもあるかと思いますが、板橋区では、先ほど委員さんがおっしゃっていただいたように、美術館の近くでセブンイレブンが茶色を基調としたようなデザインをしていただいていますし、加賀の石神井川沿いでも実はそういうデザインをしていただいております。屋外広告物景観ガイドラインの一番最後の裏表紙のところに載っている部分が、ちょうどセブンイレブンの美術館の近いところのものになります。

このような形で少しでも協力を求めていきたいと思っておりますし、企業さんによっては、世界的な自動車メーカーさんでも、ほかの地域で、本来はこうだけれども、区とアドバイザーさんも入っていただいた協議等の中で、一定の色使いというものは工夫していただいております。

景観計画の中では、協議させていただいて、お互いの意思というか、まちづくりをどういうふうに進めていくかというのを確認し合う中で、一定の色彩等についても妥協点というものを見出せる部分はありますので、その辺も踏まえまして、旧中山道の板橋宿にふさわしい落ち着いた色使いというものに取り組んでいきたいと思っております。

○鈴木（こ）委員 ありがとうございます。

ぜひとも、そういった一体感を図った区と企業さんとのタイアップといいますか、そういったものがすごく重要になってくるのかなというふうに思います。

それと次、これはやはり、当然この「ちょっと寄ってって 板橋宿」ということで、これは区内の方だけではなくて、土日になりますと、近郊ですと小江戸川越ですか。これは、全国各地、今、コロナ禍ですから来られない状況ですけれども、ああいった観光スポットでしっかりと区外の方を板橋宿に集めるというふうなコンセプトも大変必要なんではないかなと思います。

そのような形で、例えば、昔でいうお味噌を売っていたりとか、そういうふうな酒屋さんをこういった商店街に持ってきていただいたりですとか、そのようなことが重要になってくるのかなと思うんです。

御高齢者の方が、例えば土曜日1日、「ちょっと寄ってって 板橋宿」の中でいろいろな買物をしながら楽しんでいただいて、またこの板橋宿に来たいねと、この不動通り商店街に

来たいねというふうな思いをはせられるような我々といえますか、区側のそういった工夫も必要なのではないかなという観点から、もう一つ質問させていただきたいのですけれども、これはやっぱり区内として、これはこういった商店街だけではなくて、区民相談でも多々いただく内容ですけれども、例えば、石神井川ですとかを散歩で歩いているときに、ちょっとしたベンチが欲しいよねという諸先輩方の御意見というのを多数、実はいただいております。

その中で、今書いてある中の「人が集い賑わいが溢れる景観」の中で、この「視点」の中で「店先のベンチなどのちょっとした休めるスペース」ということで、これもすごく重要な視点になってくるのかなというふうに思います。

こういったものを取り込むための区としての具体的な今、方向性があれば教えていただきたいなというふうに思います。

○都市整備部参事 まず、先ほどのまちづくりプランのところの今おっしゃっていただいた「ちょっと寄ってって 板橋宿」のところの10ページでございますが、10ページのところにその方向性を記載させていただきまして、その下にイメージ図という形で絵を描かせていただいています。

将来目標としては、やはりこのような街並みになっていってほしいなということで、景観計画を決めていきたいと思っております。そこにはベンチでちょっと休めるようなスペースというのが今、記載がございます。

今、委員がおっしゃっていただいたように、そういう部分についてはA3判横使いのたたき台のほうでございますが、2ページのところに「にぎわいづくりへの貢献」ということで、このような記載を今考えております。景観形成基準の中には、「街並みの連続性に配慮しつつ、ベンチなどのアメニティ施設や、人が滞留できる機能を備えたオープンスペースを設けるなど、建築物の1階部分は、にぎわいある街並みの演出に寄与する建築物の配置に努める。」ということで、そのような形でのお願いをしているところでございます。

また、第17回の部会のほうでも委員の方から御質問というか、御意見がございまして、事業者によく対応していただけるような形で何か取り組みを考えていったらどうかということで、そういう意識づけの部分でも図っていきたいと思っているところでございます。

そういうことも基準の中に記載した上で、事業者の方とそのような対応ができるかどうかについての調整をしていきたいと思っているところでございます。

○鈴木（こ）委員 ありがとうございます。

最後でちょっと時間が長くなって恐縮なんですけれども、最後にもう一点だけ質問させて

いただきたいというふうに、質問というか、今後の方向性も含めた形でお尋ねをしてまいりたいと思いますけれども、この「ちょっと寄ってって 板橋宿」の「もてなしが感じられる景観」の「宿場町らしさに配慮した温かみのある夜間景観の形成に努める。」、私はすごく大事な視点なのかなというふうに思います。

これは実は、私も全国視察等でお邪魔した例えば境港市。これは水木しげる先生が「ゲゲゲの鬼太郎」ということで、夜ライトアップをしているんですね。この「ゲゲゲの鬼太郎」のライトアップ。こういったところから、なかなかああいった地方で観光客が集まらないんだというふうな中で、しっかりと今そういった観光客が増えているという現状もあります。

そして、あとは倉敷市の美観地区ですかね。ああいった無電柱化が図れて、しかしながら倉敷の駅前には商店街が少しシャッターがというふうなところはありますけれども、先ほども言いましたけれども、川越ですとか、特に境港、倉敷の美観地区等のこういった夜間照明。特に若い方が、地元なんで夜間でも少し散歩がてら歩いてみようかなとか、そういうふうな視点をぜひ盛り込んでいただきたいというふうに思うんですけれども、最後に区側の方向性、それだけお聞かせいただければと思います。

○都市整備部参事 今回、夜間照明等につきましては、「照明」というところをつくりまして、A3判の横使いですと6ページになりますが、「夜間照明の配慮」ということで、「店舗の照明は温かみのある電球色を基本とし、店先に暖色系のあかりを置くなど、良好な夜間照明の演出に努める。」ということで取組を進めたいと思っております。

今回、まちづくりプランの最初のほうに地区の歴史が入っていると思うんですけれども、大分前は夜間お祭りというか、この地域については大分昔、楽しみの少ない時代に、地域のそういう面では大変なにぎわいとしての縁日のようなイベントがあったということも地元の人たちの記憶に残っていますので、その辺の気持ちとも連携しながら取組を進めたいなと思います。

○鈴木（こ）委員 ありがとうございます。

さっき言い忘れたんですけれども、実は、この夜の照明って、今の板橋でも、ちょっと外れて恐縮なんですけれども、区内に344か所の公園があるんですけれども、その公園を、通常の今、板橋はLED化で照明が明るくなっているということで皆さん御認識いただいていると思うんですけれども、実は、例えば石神井川ですとか公園に関してはLEDの淡いライトを使っているというふうな状況で、今、区民の皆様が本当に喜んでいただいている。

そういったところの視点もありますので、ぜひこの景観のそういった形には「温かみのあ

る電球色」というところもコンセプトに入れていただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。これは意見でありますので、よろしくをお願いします。

すみません、会長、長くなりました。

○議長 はい、どうぞ。

○鈴木（和）委員 鈴木です。

長い時間をかけて丁寧にまとめてくださって、ありがとうございます。

そうした中で、商店街が景観のルールの中でまとまっていくというのは僕自身はすごく魅力的なことだと思うし、特に都市の中でこういうことを進めていくというのはすばらしいなと思っています。

それと、一方で板橋宿という難しいテーマを選んでいるということで、地域の方たちの努力というか、それを応援したいという気持ちがあります。

何を言いたいかというと、この商店街の地域が、都市計画上は商業地域であって、防火地域に指定されています。そうすると、どうしても今の地域の人たちが大事に思っている地域資産というか、古い建物であるとか社寺の山門であるとか、そういうものがどうしても現行の建築基準法では制約を受けてきてしまいます。

そうした中で、基準法では、文化財指定になった場合には建築基準法からの適用除外というルールはあるんですけども、適用除外した後の条例が自治体でできていないというところから、適用除外を受けている事例は少ないというふうに理解しています。

とはいえ、横浜であるとか、幾つかの自治体では、その他条例という形で、文化財という形での基準法の適用除外になったものを種々な判断ができるように条例をつくっていくという流れがあります。

ですから、そういうようなことを踏まえて、地域の人たちが大事に思っている地域の資産を、建築基準法のルールだけでルールを決めていくのではなくて、何かそれを守ってあげられるというか、カバーしてあげるルールなり条例づくりを、むしろこれは景観審を超えてしまったところだと思うんですけども、検討していただきたいと思っています。

○議長 事務局、いかがですか。

○都市整備部参事 まず、商業地域で防火地域というお話でございますが、こちらはさらに地区計画がかかっておりまして、板橋のこの辺り、不動通りに面した辺りはかなり固い建物になっていますが、奥側は以前密集事業をやっていたような地域でございますが、地域全体としてはやはり防火というか、災害に強いまちをつくらうということの取組もされているよう

な地域でございます。

そういう中で、景観の取組ということで、特に不動通りにつきましては、もともとの住民の方たちが、商店街の方たちも意識の高い方たちが多くて、今回、私たちが地元のほうに関わりを持たせていただいた際も、かなり積極的に自分たちのまちを一生懸命いろいろなことを含めて取組を進めていきたいということがあったもので、相当な回数の勉強会というか、ワークショップもやらせていただいて、すごく熱のある地域だなと思っております。

その中で、基準法という法律の中でできる範囲という部分では一定の取組はされることだと思いますが、景観資源の保全ということで、もともと景観計画をつくる際に、大切にしていけるものをどういうふうにしていこうかということで考え方をまとめている部分がございます。景観重要建造物でございますとか景観重要樹木、また、文化財の制度等を利用して大切にできる景観を守っていきたいということも決めた上での景観計画でございます。今おっしゃっていただいた部分もどうしたらいいかということは検討していかなくてはならないと常に思っておりますので、この計画の中で反映できる部分とそうでない部分があるかと思っておりますが、少しでも今委員のおっしゃっていただいたような部分については検討を進めていけたらと思っております。

また、区では、別の部署で文化財等を担当している部署がありますので、そちらとも調整しながら、残せる部分をうまく残していけるような形での取組をと思っております。

以前、この審議会でもちょっとお話しさせていただきましたけれども、花の湯さんという銭湯がございまして、地域に非常に親しまれていて、ファサードというか、前面の部分も非常に地域らしいものがあつたんですけれども、実際には取壊しがされてしましまして、そのときになかなかうまく守っていくことができないなということを痛感しております。ただ、その銭湯で使われていた部材というか、幾つかのものは区の文化財のほうでちょっと残させていただきまして、破風というのでしょうか、お風呂の前面から見える部分とか、そういうのは残してはいますので、郷土資料館のほうに保存しております。どこかではその辺の部分も活用した、少しでも地元としての気持ちでございますとか、景観の取組意欲というのが残せるような部分はさらに進めていかなくてはならないなと思っております。

○鈴木（和）委員 おっしゃるとおりなんですけれども、そこから先の話で、実は、だから基準法上は今、田中邸であったり粕谷邸であっても、基準法上は適用除外できないんですよね。区の景観計画上の景観重要建造物という指定になってはいますが、だからといって、基準法で審査会をかけて適用除外とした後で、そうすると、その安全性なりは誰が担保するか

という部分の条例がないんですよ。

そこでやっているのが横浜だとか神戸がやっていると思うんですけども、そういう幾つかの自治体でやっているんで、だから何とかそれを担保してあげるようなルールをつくってあげないと、結局このとじ込んだ写真、9ページの例の写真のようなものだとかというのは、建て替えようとするところごとく、建て替えというか、手を加えようとするところごとくそこに違法性が発生してしまうというすごく矛盾した状態が今あるので、できるだけ早くそれは対応してほしいなと思います。

○議長 どうぞ、中島委員。

○中島委員 私のほうからも4点ほど質問と意見があるんですけども、1つ目は、今回の対象区域の範囲なんですけれども、「20メートルの範囲を対象区域とします。」と書いてあるんですけども、その根拠をしっかりと持ったほうがいいのではないかと思います。

この中には直接通りに接道していない建物も、先ほどの話も関連するかもしれませんが、入っておりますし、一方で、これで本当にその通りの景観が守られるのかどうかというのちょっと不明なところもある。要するに、その背後に高層の建築が建つ可能性の部分もあるのではないかと思いますので、いろいろな条件の中で、何でこの範囲なのと言われたときに、どういうふうに答えるのかというのを少し聞きたいのが1点目。

あと2点目は、これは中身の話なんですけれども、今日の資料で言いますと、たたき台ページの2ページとかのところでスケールを意識したという話があると思うんですけども、というか、もともとプランのほうにスケールを意識して壁面位置や軒の高さという話があって、それがこちらのほうにも載っているんですけども、その中で大事なことの一つは間口だと思うんですね。スケール感というときに、高さや壁面位置だけではなくて、恐らく商店街で伝統的な土地割がずっとあるので、基本的に非常に狭い間口で小さなお店が連続しているところがこの景観のポイントなので、ぜひ間口についても、これは言及をしたほうがいいのではないかと思います。

これは現状ではほとんど統合した敷地は少ないんですけども、場合によってはこれは数軒が統合してマンションを建てる場合とかに、今までと全然違う間口の建物が出てきたときに、ちゃんと分節していただくとか、そういうことが当然あり得るので、スケール感というところで、間口に関する言及をどこかでぜひやったほうがいいのではないかと。ちょっと地元の方の話の中ではもしかしたら出てきていなかったかもしれないんですけども、プラスアルファになるかもしれません。特に商店街だと大事だと思います。

あと、3点目は、これも同じページにあるんですが、歩行者の視点、「見え方に配慮し」というのがあるんですけども、この歩行者の見え方というのもいろいろな歩行者の方向がありまして、通りを当然ずっと歩いている人の視点もあるんですけども、脇道から入ってくる人の視点とかいろいろあったときに、大事になってくるポイントとして、町角とか、アイストップのようなものですね。これはあのプランのほうでも実は15ページのところに町角のという表現が出ていて、角地に何かを植えているイメージの写真が載っていたりしますよね。

実際、多分これは景観協議というか、小さな物件だから協議がないかもしれませんが、大事なのは、やっぱり角地がしっかりしていることだと思うんですね。角地が崩れてしまうと、角地の建物とかが崩れるとまちの印象が変わってきますし、入口の部分だけじゃない。入口が一番大事ですけども、入口とか途中の角地とか、あるいはそういうところこそ公開空地みたいな形で緑とかが植わってくると先ほどの人々が休めたりするので、何かどこかに角地という、町角みたいなものの意識を少し入れておいていただいたほうが後々いいのかなというのが3点目です。

あと、最後は「和」の問題なんですけれども、地元のプランのほうでは結構「和」という言葉が使われていて、それを今回の景観計画では「和」という言葉を比較的外してはいるんですけども、1つだけ、公開空地ですかね。今日の別紙のほうだと5ページのところで、「入口部分や塀などの外構を和風とするなど」というところがあるんですけども、この「和風」という言葉はいろいろな幅があるので、いいものもあるんですけども、大体の場合ちょっと取ってつけたような、逆に何かこれだったらやらなかったほうがよかったのかなというふうになってしまうこともあるので、これはほかのところに倣って、例えば「伝統的な材料」とか「伝統的な空間構成」とか、何かもうちょっとはっきりと言ったほうがいいのかと思います。いわゆる「和風」というだけではなくて。

もちろん、伝統的な材料が使えないということは先ほどの建築基準法もあるんですけども、何かそういう。あるいは樹種とかの問題もありますね。樹種も伝統的な樹種というのがあるかもしれませんが、何かこの辺のちょっと、ほかのところが「和」というのをあえて違う言葉で言い換えていたように思いますので、少しそこももう一回検討したほうがいいのかというふうに思いました。

ということで、すみません。あまり質問というよりも意見が多かったですが、ちょっとその辺り。質問としては1個目の20メートルの範囲というのがまず、例えば質問されたらどう

答えるのかということかもしれませんが、よろしくお願いします。

○都市整備部参事 それでは、まず、対象の20メートルのところでございますが、板橋区で既に重点地区を指定しております石神井川軸地区につきましても、緑道とか公園から20メートルの範囲ということで、20メートルという距離感というのを基調としている部分がございますもので、不動通りの地区についても、まとめりとして見る場合に、旧中山道からの影響範囲ということを考えまして、沿道からおおむね見える範囲で敷地と2つ目の敷地程度ということで20メートルということで想定しております。数字的には、そのような数字を参考にしているところがございます。

○中島委員 一応、説明としては旧中山道の町割をちゃんと見たほうがいいんじゃないですか。それとの関連とかをちゃんと述べたほうがいいのかなと普通に思いますが、多分それで大体20メートルで奥行きが入るんですよ、きっと。

○都市整備部参事 はい。

○中島委員 だから、それこそこのまちの歴史を生かしたというか、引き継いだ景観づくりの根拠なので、単純にほかの石神井川とはやっぱりその空間構成が違うから、20メートルじゃなくてもいいかなというふうに思ってしまうんですけども、これを見ると、もともとの町割の範囲を包含するラウンドナンバーということですよ、きっと。

それが一つ大事なのと、そのときにちょっと心配になるのは、これは下の方、南側には幹線道路が通っているので、結構ここがばばーんと大きな建物が現状でも結構建っているような気がしますが、この辺りって、通りの景観にはあまり影響を与えないですか。ディバイス的にというか、通りに立ったときにこの後ろの建物と違って結構よく見えるとか、背後が見えてきてしまうとか、そういうのは大丈夫ですか。

○都市整備部参事 まちづくりプランのほうの2ページのところの地図で、少し読みづらいですけども、板橋三丁目縁宿広場ということで空間が少し空いております。そこは、その南西側にリビオタワーという防災街区事業で建っていた超高層マンションがあります。そういう面では少しスペースがあるところからは国道17号沿いの大きな建物がやはり見えてしまいますので、その隙間がうまく空くことによって空間をつくりつつもありますけれども、そういう面では17号の高層マンション等が見えるような位置関係にもあります。

また、旧中山道沿いにもやはり、もともとのその容積も使えると思いますので、一定の規模のものは建ってしまいますので、そういう面では高層マンションの建つエリアにはなっておりますので、影響は受けてしまうと思います。

○中島委員　そうですね。広場のところが見えるのは当然なんですけれども、見えては駄目だと言っているわけではなくて、逆にこれがうまくそういうところにもかかっていると、それを景観をコントロールしたときの1つその根拠というか、できる。何か戦略的にそういうところに少しかけておくとか、かかるような感じで引いてあるといいなと思ったということなんです。そういう意味では、うまくかかっているようにも思いますし。

やっぱりそのときにぜひ、見えてしまうのはしょうがないけれども、そういうところにも、ここでのガイドラインであるような、先ほど「和」と言ったけれども、「和」でなくてもいいんですけれども、何か伝統的な色彩とかの基準を少し厳しく、こっちの基準に合わせてもらったりとか、何かそういうのもあったりするのかなと思いましたので。

つまり、この範囲を取るというのは、まず歴史的な根拠も必要だし、結構戦略的にうまく取れると有効な景観づくりになるのかなと思ったということですので、ちょっとその辺。もうこれ自体別に変更せよというわけではないんですけれども、自分たちで意識したほうがいいのではないかと思います。

あとは間口の話と町角とか「和」とかの細かい中身の話なので、それは御検討いただくのもいいかと。

○都市整備部参事　確かに商店街で間口の狭いというか、一般的に言われている昔の税金対策のためにやはり間口を狭くして奥行きが長いようなウナギの寝床的な敷地が多くありますので、その部分でも共同化されて建て替えが終わってしまったところが三、四ありまして、そちらはうまく1階部分に、結果的に今回のことを取り組んでいただいた中心になるような人たちが関わっていたところでは、うまく店舗を配置しながら分節になりそうな配置になっております。全体としてその部分を景観計画の中で言葉的には捉えておりませんが、実際には景観要素として協議する中では、配慮しながらつくっていくことになると思いますので、実際には分節化されると思いますけれども、もう少しその配慮という面での記載が必要な部分は、そこはチェックしていかなくてはいけないと思います。

○中島委員　それは性善説に立つとそういうことだと思ふんですけれども、それを理解しないで入ってくる業者さんとかいった場合に、やっぱり書いてあったほうがいいんじゃないですか、それが大事だというのであれば。

○議長　よろしゅうございますか。

多分、今のところはちょっと書きつぶりなんだろうけれども、3ページの「低層部では」というところにそういうことを述べるのかという話と、角地については、弱いかもかもしれない

ですけれども、5ページのところの公開空地には、まず角地、玄関周りと同時に角地が、「通りに面する部分や角地、玄関周り」と。これは「緑化」と書いてあるので、緑化だけでいいのかということがありますけれども、「角地」としているという表現が見えると。

低層部については、「街並みとの連続性」という表現。景観計画としては、この程度でいいのか。この程度に収めておいて、事務局として何らかの相談があったときに指導するスタンスとして、どういうほうに、通り方向ですね。間口方向に分節化を図るようなデザインを持っていくかということ意識して指導するのか。少し文としてそれが読み取れるようなものを入れておいたほうがいいのかということを検討いただいたほうが良いと思います。

ほかはいかがでしょうか。

では、大場委員。

○大場委員 大場でございます。

今日の資料、A3の2ページ目の右側半分で、配置のほうの表の中の真ん中辺りでしょうか、「壁面の位置の配慮」という、壁面ということが対象のようですけれども、ここで「旧中山道の道幅に合ったスケールを意識し」という言葉、それから、その下の表の中の「公共空間からの眺めへの配慮」で、「旧中山道を歩く歩行者からの見え方に配慮」という言葉が書かれております。

ただ、現在の不動通りを見ると、例えば14階のマンションがもう既に建っております。それから、少し離れたところで7階のマンションが、間口も狭くて、新しく造られた建物が2つ並んでいる。14階のほうの脇には、2階建ての昔からの建物が入っている。そういう中で、道幅に合ったスケールの何かをとったときに、もう現実は違っていますねという、そういう捉え方があると思うんですね。

と同時に、今度は新しくこれに基づいて計画しようとしたときに、このスケールを意識して、じゃ、どうすればいいのというときの物差しなりがどんなふうこれから構築されるのか。多分、運用次第にもなるような気がして、その運用というための何か明快な物差しがあるならば、それをもう少し明確にしたほうがいいのかという気がしています。

そういう中で、例えば、これはまちづくりプランのほうのA4の紙ベースのもの15ページというのが、先ほどからちょっと話題になっています入口の、これはたまたま街灯の水平線を出している、その写真ですけれども、普通、宿場町というと、昔からのもので、当然ながら木造で2階建てで、屋根の、あるいはひさしの水平線がずっと連なっていることで宿場町のイメージということになるんですが、それをよしとする話ではないんですが、一方で14

階、7階というのがこれからもどんどん建っていく。それから、なかなか機会がなくて2階建てがそのまま残っていくといったときのことを考えると、手がかりとしては12メートルとかの色彩というので一応枠がかまっているのかなと思うんですが、それを建築的に何かしようと思うと、その低層部分での水平線を何らかの形でその建物に付加するような、それは制限になるのか、強制的なことになるのか、協力なのか、それは運用次第なんでしょうけれども、いろいろな高さの建物がある中のその宿というものをもう少しまとまりのあるものとして位置づけをしようと思うと、水平線の強調みたいなものを、それは形態的になるのかどうかよく分かりませんが、それは多分、これから皆さんの英知を集めて何か物差しのものになると、それも見方もいいか悪いか両方あるかと思うんですけども、何かこの不動通りの宿を枠組みを何かつくっていくと、まとまった現代の宿になる手がかりがつかれるんじゃないかしらという、何かそんなふうな漠然としたイメージで、もう少し何かその物差しがあったほうがいいんじゃないかしらという、そんなことを感じました。

以上です。

○議長 いかがですか。

○都市整備部参事 そうですね。数的に表せる部分が多くなれば、それは物差しとして分かりやすくなると思うんですが、今回たたき台として出させていただいている中では、まちづくりプランの中から出てきた部分のここに記載されているような部分をまず形にしていこうというところでやり始めております。先ほど言っていたあの絵でいくとガイドラインで5メートルという数字もありますし、先ほどの色彩の緩和等については10メートルとか12メートルという数字が目安になるような部分もありますが、実際は、商店街の中で本当の意味での旧板橋宿の建物というものはどれだけあるかといったときには、その名残としてここを捉えようという考え方でやろうとしていますので、そこまで実際に数値化して、それを素材等も使って形にするというのはなかなか難しいのかなと思っています。

ただ、その反面、今まちとしての歴史として感じられるような建物というのが商店街等でも意識されていますので、そういう部分は大切にしながら、その部分からこれらの文言等を使いながら、少しでも配慮していただけるような取組ということで考えておまして、もう少し詰めていく部分は多くあると思いますので、その辺の部分も検討させていただけたらなと思います。

○議長 よろしゅうございますか。

多分これは先ほどの中島委員の御指摘もそうなんですけれども、重点地区の景観計画とし

ての表現をこれ以上強めるのは、もともとのまちづくりのプランにも書いていないことを書き込むのは極めて難しいと思うんですね。

ただ、この計画を運用していくときに、どういうふうに運用していくんだ。例えば、おっしゃったとおり、2階部分ぐらいのラインをどう担保するのかということも、間口をどう分節化していくということも、どういうふうに運用のときに指導とかお願いとかしていくかということをおある程度テキストとして事務局側でお持ちになることが一番大事なのかなというふうに思っています。

それも持ちながら運用していくのであれば、商店街と話しながら、こういうことまでぜひお願いしていきたいんだけどどうかしらという形でお話ししながら、運用ガイドラインみたいなものをきっちり事務局側で用意する。基準で書いてしまうと、印刷物で書いてしまって、できないという話になってしまったほうがいいかどうか。特に商店街なので、かつ地区計画等々とか土地利用で容積率等々が認められているところで、何階以上は駄目というわけにはいかないわけですから、そういうガイドラインをつくっておくのが一番いいのかなというふうに私は思っています。

ありがとうございます。

杉山先生が先にお手を挙げられたので。

○杉山専門委員 3つほど。3つもないかな。

1つは、プランの対象範囲ということで、私もちょっと気になっているところがございます。古いほうの、古いほうというか、このファイリングされて今日の参照資料の2ページのプランの対象範囲、その20メートルというところなんですけれども、観明寺とか豊田家屋敷敷跡とか、ちょっと入り込んでしまいますよね。その宿場、不動通り直接じゃなくて、ゆかりのあるというか、それを支えてきたような昔の遺跡、昔から朝市を始めたよとか、そういったようなところの付近なんかは、同様に協力していただいたりとか、何かかけたりとかの必要はないのかなというように。割と路地路地、やっぱり日本の商店街というか、何とか通って大体その後ろのというか、脇の路地路地が支えてきている部分というか、関係している部分もあるので、その範囲なんかどうなのかかなというのが1つ目です。

それから、今日の「ちょっと寄ってって 板橋宿」というこのA3の資料の後ろのほう、これです。6ページなんですけど、屋外広告物というのがたたき台の最後の赤文字で入っています。

ここに「デザインの統一を図るとともに」というのがありまして、「宿場町らしさに配慮

し、落ち着いた印象を与えるデザインとする。」となっているんですけれども、先ほど中島委員もおっしゃっていらしたんですが、和風の「和」という和のデザインというのを言うかどうかというか。確かに幅は広いんですけれども、その要素のどういった部分を使おうと思っているのかとか、この「デザインの統一」って何を統一するつもりなのかしらとか、中身はよく分からないし、皆さんがきっと何か想定があって、みんなでお話し合いなされたと思うんですけれども、それを具体的に、それはこういう、こちらのまちづくりプランのこの資料じゃなくて、ガイドライン的にサブで何かつくるのかどうかとか、ここの不動通りで考える伝統的なデザインって、こういったことに注目しよう、みんなで行こうねとお考えになるのかとか、ちょっとその辺りが「デザインの統一を図るとともに」で一言で言われるとやや分かりにくいといいますか、看板屋さんとか、そういうサインデザインの方なんかにも御協力いただくということを考えると、ええ、どうしたらいいんだろうとちょっと悩むだろうなど、そんなことがございます。

そこまでですが、あとすごく雑駁な意見なんですけれども、私は浅草の看板を見るワークショップというのを昔やりまして、やっぱりすごく和風といいますか、伝統的なデザインを今でも踏襲なさって、すごく分かったりしました。

そのときに、そういう古典的なデザインじゃなくて、実は、浅草ってとてもよかったことに、朝顔市があったりとか、ほおずき市があったりするんで、すぐそれをお店の人が買ってきて、店のしつらえにショーウィンドーなんかですぐ並べるんですよ。季節感というのをすごく今でも本当に普通に出しているというのが、浅草かいわいになりますけれども。

ショーウィンドーとか公園とかなんかはつくっておいても、朝市なんかまだやっていらっしゃるようなことを書かれているので、何かみんなでそういう季節感の遡及というか、やっぱり日本の昔からの生活感。和の生活というのでも、日本の季節感を大事にしている生活とか、朝の何か感じだとか、夕方になって、みんな、それこそ花火って、今やってはいけないんでしょうけれども、やれる場所をつくるとか、何か季節の楽しみみたいなものを、夕涼みとかができるとか、何かそういう生活感みたいなことが楽しめる通りになるといいなという。

本当にコロナ後、近所でのんびりとか、公園でのんびりというのもすごく重視されてきたりしたと思うので、中でもベンチとか、先ほどほかの委員の方がおっしゃっていたりしましたけれども、そういう生活の楽しみ方というところ、季節感だけじゃないと思うんですけれども、ふと昔やったことで気がついたことなど、そんなことを支援するハードとして

の支援みたいなのと、そういったこともまちづくりという方向では取り組んでというのを期待して。これもまた期待という、お願いという感じの内容です。

以上です。ちょっと長くなって、すみませんでした。

○議長 いかがでしょうか。

○都市整備部参事 まず、先ほどの地元からのまちづくりプランのところの地図、2ページのところにありますところに、観明寺と板橋宿、平尾宿の本陣の跡地なんですけど、観明寺さんの敷地につきましては20メートルの範囲内で拾うことができます。御住職さんもかなりこのまちづくりについての御協力をいただいている方でして、いろいろ助けていただいている部分もありますので、地元としてはその辺は想定していると思います。

板橋宿の平尾宿本陣の豊田家跡地というのは、もう建物とかもない状態でございまして、実はこのオーナーさんというか、当主の方と前に話したことがあるんですけども、近藤勇が幽閉されていたときに、その方のおばあちゃんが御飯をあげていたりとか、何かそういう歴史的な部分での内容的な話題はいただけるような状況にありました。実情として建物がもう今はない状況で、日がたっていて、それだけになってしまいましたので、その一體的な景観の取組というのは少し難しいのかなというふうに思います。ただ、そういう歴史的なお話とかいただいた上で、それを活用できることがあれば、取組の中に入れてほしいのかなと思います。ただ、それを景観計画の中に入たい込むというわけではないかもしれませんが、まちをつくっていくという意味では必要なのかなと思います。

次に、こちらのやはりまちづくりプランのほうの9ページのところに、地元の方たちが魅力と課題ということで、守りたいとか残したいところといったことと、伸ばしたいところ、改善したいということで記載させていただいている写真があるんですが、その中に、看板等については木製のものを使って、今こういう表示がされておりますので、そういう部分を少し工夫した形のところもあるかと思います。

地元ではウサギのキャラクターで名前がラッピーというキャラクターを用意してまして、そのデザインされた立て看板みたいなものがありますので、それを今までやってまいりましたけれども、占用許可とか、路上に置いてしまったときのいろいろ問題があるので、そこも工夫しながらという話はちょっと聞いているところでございます。

こちらの地域は、やはりまちづくりプランのところの3ページ、4ページのところに歴史が書かれておりまして、4ページには縁日ということで、観明寺を中心に毎月4日ほどそういう縁日がずっと繰り返された時代もありました。その後新たに昭和50年頃に始まりという

ことで、今、毎月の第3日曜日には朝市とかやっていて、コロナの関係で少し休まれているということですが、地域としての取組というのは、そういう縁日とかを通していろいろありますので、そういう部分とうまく連携しながら、にぎわいの風景というものを大切にしながら、何か先ほど御提案いただいた部分というのもまちづくりにつなげていけたらなと思います。その辺は地元とも少し話をさせていただけたらと思います。

○議長 よろしゅうございましょうか。

多分、今日、御提案いただいたのは、景観計画の中の行為の制限としての文章なので、ここで書いてしまうと、それ以外ができなくなる。それを越えて何かやるのは、先ほども言ったこの裏で持っている指導のガイドラインとかでやっていかないと、ここで例えば「和風など」ならいいんだけど、「和風とする」と言われたら、和風以外は絶対できなくなってしまふんですね。

ということなので、例えば「縁日を重視しろ」と言ったら、縁日を重視しなければいけない。どんなに赤字になっても商店が縁日をやらなければいけないということになってしまいますので、ルールとして書き込める部分と、そのルールの下でもうちょっとこうやってよねという部分は少し差があるので、これはルールだということでお話しいただければと思います。

○杉山専門委員 ごめんなさいね。「デザインの統一」という表現が少しあれかなと。その辺を工夫してくださいというのを特にお願いしたいと思います。

○都市整備部参事 はい。

○議長 どうぞ。

○内田委員 すみません。内田です。着座にて失礼します。

まず最初に、意見を1つ述べたいと思います。

今までのお話にもありましたように、このまちづくりルールを考えていく上で、厳しい制限というのをしていけばいくほど統一感というのは実際に生まれてくるのかなというふうに感じておりました。

ただし、建築する側、施工する側からしてみれば、コストがかさんでしまったり、望みのデザインができないかもしれない。その結果、例えば参入することを見送ってしまったとか、ひいてはにぎわいが得られないというような流れになってしまつては本末転倒なのかなと思っております。あくまでも人の所有物であったり、施工する方、施工者がお金を出すところですから、理解を得られなければ建てないとか、やらないという判断になってし

まう。

そういった中で、今回この大きな紙の中で、景観まちづくりルールからのたたき台への文言の落とし込みという部分での表現は丁寧なものが必要であり、その点でこのたたき台の表現というのは、地元の意見を取り入れつつ、うまく表現できているのかなと私のほうでは感じておりました。

そういった意見の上での質問を2点させていただきたいんですけども、やはり先ほどからも議論の中で出ていましたように、商店街というところがキーワードであるのかなと思っております。商店街であるからこそ経済発展する見込みということも必要なんだと思います。

例えば、デザインによって、ただいいなというだけではなくて、経済的効果を生み出せるというふうにしなければならない。いいなで終わるだけではなくて、持続性、発展性がなければ、逆に言えば駄目なんではないかと私は思っております。

既存の建物利用者に対してどのように指導するのか。実現できるかとか、どういうふうに巻き込んでいくのかとか、そういったことをお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○都市整備部参事 まず、今おっしゃっていただいたように、確かに守っていただいたりとか、実現できないようであれば、景観まちづくりの本質的な部分につながっていきませんので、そういう部分は重要を考えなければいけないと思っております。今回、商店街とお話する際に、産業振興と一緒に話したり、そういう機会を設けていまして、景観計画本体ではありませんが、こういう景観計画をしっかりつくっていった地元で取り組むことによって、それも地元としての発展の中の一つになっていくということの認識はいただいておりますので、まちとしても、もしくはここに関わる人たちとしても、この制度をうまく活用していただいて人を呼び込むような、それが「ちょっと寄ってって 板橋宿」という、その言葉に表れていると思います。自分たちもいろいろな商業活動としての取組をしつつ、こういう形でまちのお化粧というわけではないんでしょうけれども、うまく整えて、少しでも人が寄っていただけるようなまちをつくっていきたいということの表れの一つでございますので、そういう面では、うまく連携しながら、意見交換も重ねながら、少しでもまちが発展するような景観まちづくりに取り組めたらなというふうに思っているところでございます。

○内田委員 ありがとうございます。

今お話しいただいたところが、やはり私の質問でも既存の建物、既にあるところ、そこに入っている方に対してどうアプローチしますかという質問をさせていただいたので、地元の

方の御意見がそういったものが出ているということであれば、よいのかなと思いました。

その次の質問なんですけれども、今のは既存の建物、既存の利用者の質問をさせていただきましたけれども、コロナ禍でお店を閉めてしまっているという方が国内でもいろいろな箇所でも多く見られている状況。また、今回の地域の方がおまとめされたこのまちづくりプランの9ページ目に課題が載っています。課題、伸ばしたい、改善したいところという中にも、お客さんが少ないとか、寂しい印象のシャッターというところが書かれていて、こういった部分、地域の方、既にやっている方だけではなかなか改善できないところというのがあるのかなというふうに、この課題からは感じたんですね。

そういった状況では、新規参入者、新しく入ってくる方というのも想定していかなければいけないのかなと思うんですけれども、こういった方々にどのように魅力を感じてもらうか。言うならば、この制限があったとしても入っていきたいと思えるストーリーとか、ロードマップとか、そういったところが見えているのかなというところが大切なんだと私は思うんですけれども、この勉強会等で区民の方から、こういったストーリーでいきいたいとか、御意見があったのであればお聞かせいただきたいなと思うんですけれども、よろしくお願いします。

○都市整備部参事 今回、景観まちづくりということで、今日まで9回ほど地元と連携して、ニュース等もつくりながら、今取り組んでいます。このようなペーパー、A3サイズのもので、両面刷りのもので取り組んでいまして、その中でいろいろなアンケート等を実施する中で取組を進めておりますが、地元としては、例えばバナーフラッグのようなものをデザインしてまちに置くとか、方向性とかルールづくりに関しても、いろいろな意見を出し合った中で決めておりまして、今、課題というところの御質問の部分でもございましたが、景観のまちづくりというものがどういう方法論を取ってやっていくかということについて、私たちのところでもそうですけれども、地元も方向性をまず共有しよう。まちをどういうふうにかえたらいいかと。その中で結果的にまちづくりの方向性が出て、具体化するような方向性、それが景観のルールにつながっていくということで、景観のルールづくりということが進んでおります。

実際に、今回この活動をしている中で、あるマンション業者さんが今回の話を聞いて、私どもの担当と地元の方とも少し話をさせていただきました。それで、マンションづくりの中で1階部分について、少し先取りですけれども、景観のこういうルールをつくっていくには、そういう部分を少しでも生かした形でということをつくって、分譲されたマンションがあります。

そういうように、今、民間の企業の方たちも、一定の負担の部分で、負担になり過ぎないような状況であれば、まちに対して貢献することが、いいマンションを造って売るという条件になってきていると思いますので、そういう中での部分では、そのロードマップというほどしっかりした言い方はできませんが、一つの事例としてはできていますので、そういうことを地元としても新規に入ってくる方たちとしっかり話をし、その中で自分たちの目指そうとしているまちに対して、どういうふうなことの貢献も含めてやっていただいて、それがさらに自分たちと一緒にまちの住民として住んでいた方たちにもうまく伝えられるようなまちづくりに取り組めたらと思っています。そういう事例を私たちも積み重ねながら取組を進めていけたらなと思っていますところでございます。

○内田委員 ありがとうございます。

今、参事がおっしゃられた事例がまさにいい例なんだと思いますし、すごくりアリティのある話なんだと思います。

デザインをするということはすごく力があることだと思っていて、この施工する側とこのルールをつくる側というところが一方的に進めていくことでは、うまいこといかない部分というのがあると思います。なので、そういった事例が増えていくような方向性でぜひ働きかけていただければと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○議長 ありがとうございます。

ほかに。

神谷委員。

○神谷委員 神谷でございます。

プランから基準へ落とし込むという作業で、大体今まで御苦労されてきた内容が反映されているのかなと感じました。

これはまちの意思が基準に落とし込まれているという意味で、住民の話についてはいろいろありますけれども、このプランの中にも集約されていて、これはこれで一つのまとまりとしてあるわけですね。

まちづくり論的に見ると、もう一つは事業者の意思はどうするんだというようなことで、それはさっき天野先生が言われていたように、ここでつくられた基準の運用テキストとか、そういうレベルの話にもなってくると思うんです。

対面協議を私はやっている立場ですので、事業者さんとやり取りするという中で、あくま

でも個別ケース、景観の場合には、基準はあっても本当に状況に応じて千差万別ですので、そこで柔軟に運用していく、ある幅の中でということになると思うんですね。

和の色使いのような話がありましたけれども、和についても、和の花の話とか、やっぱり協議の場でいろいろ出てくるわけですね。そうすると、基準上はマンセル値でしか表現されないんですけども、伝統色の色見本というものもあるわけですよ。色には名前がついているわけですね。そういうものが今度のアクセント色で、伝統色、結構派手な色もあるんですね。派手だけれども、とても落ち着いていい色、そういうようなものもかなり使えるようになってきたということで、よりデザイン性が高まる。

神楽坂のようにしゃれ街づくりのようなことをやっているということに対して、これまで板橋だと、特に色彩についてはややストイック過ぎて、なかなか面白いデザインができないという不満もあったわけですね、事業者のほうにですね。その辺は少し改善できるのかなど。その際に、板橋らしさというところでどう魅力づくりをしていくかというあたりになってくるんだろうと思いますね。

あと、最後に、方法論の話が出てきましたけれども、住民とそれから事業者と、あとは計画論的な視点がちょっとここには抜けていて、それはこのプラン自体の話からちょっと外れるんですが、景観まちづくりとしては、トータルにランドスケープとして見ていかなければいけない。そういう意味では、業者の役割というのも大事だと思うんですね。

例えば、ランドマーク的なものですね。それから、道路や街灯とか、そういう公共的な施設ですね。そういうものの扱いをどうしていくかというポリシーも合わせていかないと、住民のプランのほうからもそういうヒントは出ているんですが、じゃ、具体的にそれはどう計画に反映されていくのかということで、こういう届出対象行為としての景観行政の部分とは別に、都市計画、まちづくりとしてやるべきこともあるんだと思います。

そんなことで、特に気になるのは、この地区の両端ですね。入口の部分、それから次につながっていく十字路の部分、そういうところのつくり込み、住民レベルではできないようなところについて少し併せて今後検討していただければありがたいなと思います。

私からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

黒瀬委員。

○黒瀬委員 黒瀬といいます。

一板橋区民として、地域の人たちがこういうまちづくりをしていきたいということで、時

間をかけてここまでできてきたというのは、とてもうれしい気持ちになります。そして、これから先どういうふうになっていくのかなというのをとても期待感に。

もちろん、専門的なことはここで話し合うわけですがけれども、もう一つ大事なことは、やっぱり広報して行って、こういう活動をしているんだよ、こういうことがもうすぐできるんだとか、そういうことが。もちろん資料も役所のところにも置いてありましたけれども、やっぱり何かの機会にこういうことが進められているということをいろいろなところで発信していくと、もっとみんなが関心を持ってくれるようになるんじゃないかと思って。せっかくこれだけ時間をかけて一生懸命やっていることですから、期待感を持ってもらえるようにやっていったらいいじゃないかなという気がします。

ありがとうございます。

○議長 ありがとうございます。

もちろん、こういう話は、この対象の不動通りだけではなく、全区民に、こういうことでこう頑張っているんだから、ほかのところも、じゃ、うちも頑張ってみるかなというところが出てくればありがたいので、ぜひここはよろしくお願いします。

よろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

○中尾委員 中尾と申します。

商工会議所からこちらに出させていただいているという関係から、ちょっと要望とお願いをさせていただきたいと思います。

今日拝見させていただきましたこのまちづくりプラン、本当によくできていて、分かりやすく、僕は本当に感心しているんです。細かいことはまたいろいろあるかもしれませんが、

こういうものが景観計画として重点地区に指定されたときに、先ほどから商店街の方、または地元の方に相談して決めていくとか、いろいろおっしゃられているんですけども、地元とか商店街に任せるといつまでたってもできないというようなことも多々あるんですね。

ですから、1つは、やっぱり商店街の方々にこのただし書とか、はじっこでもいいです。この景観計画には書けないかもしれないけれども、例えば2030年までに完成させたいとか、そういった期限、目標をつくっていただければ本当にありがたいなというふうに思っております。ただ目標をつくっただけでも、やっぱり先立つものがないとなかなかやらないということもあります。ぜひ行政にはリーダーシップを取ってもらって、できるだけ早く完成する

ことを目指していただきたいと思うんです。

やっぱり先立つものという意味では、ちょっと前に木造の耐震化をすると50万から75万円補助金を出していたんですが、今、ほとんどその申請がないんですね。そういう意味では、このまちづくりの一端として、前にも話したことはあるんですけども、中山道に接道1メートル当たりにつき、これは接道していない方には申し訳ないんですけども、案ですからあれですけども、接道1メートル当たり10万円のリフォーム工事代金を出すことによって、5メートル面していれば50万円。そこで改修工事なりリフォーム工事などをやってみようという気に少しでもなってくれるんなら、それはそれでありがたいのかなというふう思っております。

そして、ここが立派な宿場町みたいな形になって、みんなが来るようなまちになれば、行く行くは板橋駅から縁切り榎、板橋を通過して板橋本町まで非常に長い日本一の宿場町ができるんじゃないかなということも考えられるわけです。

この日本一の宿場町をつくる場合も、例えば片道2キロ、往復4キロです。これに10万円ずつ出したとしても4億円です。20年かけてつくろうと思えば、1年につき2,000万です。20年後にはすばらしい宿場町ができて、それこそ世界中から観光客が来る。さらに宿泊もしていく、買物もする、食事もするみたいなことも考えられます。やはり20年後を見据えたまちづくり計画という意味で、私は商売人としてはできるだけそういうところにお金を使っていただければ、区の予算を使っていただければありがたいと思っております。要望事項です。

以上です。

○議長 よろしゅうございましょうか。

少し時間が、大分私の時間の不手際もあって少しというか、相当押しているんですが、何かもし一言でもあれば、短めをお願いしたんですが、よろしく。

○杉山専門委員 いいですか。

○議長 はい、短めをお願いします。

○杉山専門委員 はい、短めにします。

質問なんですけれども、この板橋宿というのは3宿に分かれていてということで、今回は本当に平尾追分ですか、ここだということです。仲宿とかの反応というか、近くで見ていて、こういうことをやっぱり私たちもやりたいなとか、そういう盛り上がりなんていうのはあったりしたかどうか、ちょっと、地元の御様子を少しだけ教えてください。

○都市整備部参事 仲宿については、まだ景観についての取組という部分ではそういう御意向

というのはちょっと確認できておりません。

実は、30年ほど前に仲宿については、川越の街とかいろいろな中山道の自治体の宿場を見学と一緒にいかれて、どうしてこうなったとか、産業振興と一緒に見学したことがあったようですが、それ以降あまり動きになっていないのが実情でございます。

先ほどお話しした地区計画は旧板橋宿ということで、3つに分かれている環七のところまでの3地区を対象区域としてやっております、そのときに仲宿のほうでお聞きしたときには、そのような部分では、あまりまだ話としては盛り上がっていないところでございます。

ただ、区としては、行く行くは今御意見があったように、いろいろ含めまして進めていけたらなというのは、将来的には思っているところでございます。

○議長 ありがとうございます。

よろしゅうございましょうか。

今日いただいた御意見を基に、あと地元とお話ししながら行為の制限等を詰めていっていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、議事の3に進ませていただきたいと思います。

3番の、その他（報告事項等）の1つ目、板橋区景観賞に関する報告と今後の取組についてということで、御説明いただきたいと思います。

○都市整備部参事 それでは、板橋区景観賞に関する報告と今後の取組について、御報告さしあげます。資料3のほうを御覧いただきたいと思います。

まず、景観賞の決定と表彰式の開催ということでございまして、昨年12月の景観審議会のほうで選考を経まして、本年1月15日に板橋区景観賞5件を決定し、1月28日に景観賞の表彰式を執り行っているところでございます。以下の点線に囲まれた部分でございまして、御出席いただいた委員の皆さん、どうもありがとうございました。

続きまして、別紙1でございまして、当日の写真を添付させていただいておりますので、後ほど御確認いただけたらと思っております。

また、景観賞の公表でございまして、2月3日に区のホームページのほうで、板橋区景観賞の決定と表彰式の開催に関する情報について公開させていただいております。同時に、令和元年度に開催いたしました「いたばし景観写真展」の中で、受賞した景観の建物パネル等も展示させていただいております。

続きまして、別紙2でございまして。

景観賞の受賞の建築物の一覧でございまして、後ほど御覧いただきたいと思います。

受賞を受けまして、事業者の2社のほうはすぐニュースとして該当している会社のホームページ等、またニュースリリース等を行っていただいたところでございます。

裏面を御覧いただきたいと思いますが、板橋区景観賞記念プレートということで、景観賞を広く周知するために、所有者をはじめ、事業者、設計者の励みになることを目標といたしまして作成したものでございます。別紙3のほうに景観賞の記念プレートの取付け写真を参考に載せさせていただいています。既に東武鉄道のときわ台駅には本プレートが取り付けられておりまして、東武鉄道株式会社さんの協力も得まして、専用のアクリル板の台座を作っただいて、そこで正面のほうに取り付けていただいているところでございます。もし、ときわ台駅のほうに行かれた際には、御覧いただけたらなというふうに思っているところでございます。

続きまして、景観賞の今後のスケジュールでございます。④のところでございます。

スケジュールの案でございますが、令和元年に第1回目を開催させていただきました。この際には、平成23年から28年度の協議物件について工事が完了している物件について対象としておりました。件数として865件ありまして、そのうち411件が完了で、そこから受賞の5件となっているところでございます。

次回につきましては、令和3年度に開催を予定しておりまして、既存の建築物でございますとか、まちづくり活動を対象にしようと考えております。

それ以降3回目は令和5年度にと考えているところでございます。記載のとおりでございます。

今後の表彰につきましては、2年置きに交互にと考えておりまして、また進め方等については当審議会との御相談をさせていただきながら進めていけたらと思っているところでございます。

表彰の対象等につきましては、別紙4のほうに景観賞の制度の実施要綱というものの第3条で定められておりまして、このような形で進めていきたいと思っております。

雑駁でございますが、以上が説明となります。よろしくお願いたします。

○議長 ありがとうございます。

ということで、景観賞を5件選ばせていただいて、ときわ台駅にはプレートもついたということでございますが、何か御質問とか御意見とかあれば、いただきたいと思っております。

よろしゅうございますか。

それでは、その他報告事項の2つ目にいきたいと思っております。

板橋区景観条例及び施行規則についてということについて、御説明いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○都市整備部参事 それでは、資料4に基づきまして、御説明さしあげたいと思えます。板橋区景観条例及び施行規則についてでございます。

板橋区では、平成30年3月に策定いたしました板橋区都市づくりビジョン、こちらは都市計画マスタープランでございますが、その実現に寄与することを目的といたしまして、住民、事業者、また行政がそれぞれの役割を持ちまして、協働の都市づくりを推進していく制度でございます。こちらに基づきまして、仮称でございますが、板橋区都市づくり推進条例の制定を検討しております。

この条例の制定に伴いまして、区民発意に係る都市づくりの制度を1つの条例で一括で受け入れるような形にするために、景観条例、また、施行規則にあります区民の発意によります条文の部分等につきまして、都市づくり推進条例のほうに統廃合することを考えております。

このことによりまして、区民の方からの窓口一本化となりまして、また、発意でございますが、取組の性質によりまして整理・対応が明確になることによりまして、これまで以上に景観まちづくりを円滑に推進することを期待するものでございます。

裏面でございます。統廃合のイメージ図を書かせていただいております。

まず、上段の部分でございますが、現在の景観条例・施行規則に定められています内容を抜粋して記載しております。

赤い四角い枠で囲まれている部分でございます。区民発意に係る条文のものでございます。

青い部分でございますが、こちらは景観の届出の制度や、措置の要請等の条文になります。

このうち赤い枠で囲まれている部分につきまして、区民発意の分は板橋区の、仮称でございますが、都市づくり推進条例のほうに移行を考えております。

この条例につきましては、他のまちづくり協議会の発足の支援、また、地区計画の申出制度、建築協定の許可の手續、また、都市計画案の提案制度等、また、作成手續等につきましてもこちらの条例のほうに移行する予定になっております。

なお、この統廃合でございますが、あくまでも区民からの窓口の一本化でございまして、発意や取組の性質による整理・対応を明確にするものでございまして、青い枠組みの部分でございますが、従前の景観法に基づきます行為の規制・届出等、また、措置の要請・勧告等につきましては、従前にありますように景観条例及び施行規則に基づきまして、これまでど

おりしっかり運用を考えているところでございます。

また、景観協定の許可手続などに関しましては、条例が変わりましても、こちらの景観審議会の御意見等を伺うことには変更ございません。引き続き委員の皆様におかれましては、よりよい対応、御指導、御鞭撻のほどをお願いしたいと思っております。

雑駁でございますが、以上でございます。

○議長 新たに都市づくり推進条例というのをつくるので、少し交通整理をするというかと思いますが、何か御質問とか御意見ございますでしょうか。

よろしゅうございますかね。

それでは、ルールが変わったことで、景観まちづくりがより一層進むことを期待しておりますということでよろしゅうございますか。

ありがとうございます。

進行の不手際で大分延長してしまいましたが、議事は全部済みましたので、以上をもちまして第13回板橋区景観審議会を閉会いたします。